

## 和解契約書(一部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、総称して「本件」という。）において、申立人Y1、同Y2、同Y3及び同Y4（以下、申立人4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

(1) 避難費用（申立人Y2、Y3、Y4）	金579,101円
(2) 生活費増加分	金886,994円
(3) 交通費（申立人Y1 家族面会交通費）	金118,460円
(4) 弁護士費用	金47,537円

2 期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の各損害項目に係る和解金として、合計金163万2092円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

(省略)

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 精算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛

争解決センターに交付する。

平成24年9月25日

(仲介委員長 豊田愛祥、仲介委員 山田 昭、同 小西貞行)

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、総称して「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

##### 1 損害項目

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 営業損害  | 金12,534,211円 |
| (2) 弁護士費用 | 金376,026円    |

##### 2 期間 自 平成23年3月11日

至 和解成立日（被申立人が本和解契約書に記名押印した日）

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の各損害項目に係る和解金として、合計金12,910,237円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 精算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月18日

（仲介委員長 豊田愛祥、仲介委員 山田 昭、同 小西貞行）